

アルゼンチン国債のデフォルトについて

米国ならびに英国法に準拠するアルゼンチン国債のうち、さる6月30日に利払い期限が到来したにもかかわらず債券保有者に対して利払いが行われず、1ヶ月間の猶予期間にあった同国債は、その期限である7月30日に至っても債券保有者に対して利払いを行えなかったため、債務不履行(デフォルト)となった模様です。

これまでの経緯

2001年のデフォルトに端を発した事象

アルゼンチンは、2001年のデフォルト後、2005年と2010年に投資家が保有するデフォルトした国債(原債券)に対して75%の元本カットと新債券への債務再編を投資家に求め、この再編に約90%の投資家が応じました。

債務再編を拒否した債権者(ホールドアウト債権者)による訴訟に発展

しかし、中にはこの債務再編に応じない投資家があり(このような投資家をホールドアウト債権者といいます)、これら債権者の一部が、債務の全額返済を求めて米国の裁判所にアルゼンチンを訴えていました。

そして、2014年6月16日に米連邦最高裁が「債務再編された新債券に利払いを行う場合、ホールドアウト債権者への支払いも行わなければならない」との判断を示しました。

この判断によりアルゼンチンは、ホールドアウト債権者の原債券に元利金を支払わない限り、米国法に準拠した新債券の元利金支払いを行うことができなくなりました。

なお、アルゼンチン法に準拠した新債券については、米連邦地方裁判所が先の判決の効力が及ばないことを認めており、6月30日に利金の支払いが実行されました。

交渉が不調に終わりデフォルト

新債券の利払日は2014年6月30日でしたが、6月30日までにアルゼンチンとホールドアウト債権者との交渉はまとまらず、その結果、アルゼンチンは6月30日に投資家に対して利払いをすることができませんでした。

その後、利払いには30日の猶予期間がありましたが、アルゼンチン政府とホールドアウト債権者との交渉は不調に終わり、利払いは行われませんでした。この結果、新債券のうち、米国法に準拠するもの、ならびに米連邦裁判所が明確な判断を下していない英国法に準拠するものについては、7月30日にデフォルトとなった模様です。

S&P社がアルゼンチン国債に対して、SD(選択的デフォルト)を付与

S&P社は、7月30日までに利払いが行われなかったことを受けて、アルゼンチンの外貨建長期債務格付をSD(選択的デフォルト)に引き下げました。

現状認識および今後の見通し

直接の原因がアルゼンチンの信用力ではないこと

米国法ならびに英国法に準拠した新債券は、これまで述べたような経緯でデフォルトに至りましたが、一方で今回のデフォルトはアルゼンチンの財務状況の悪化によって引き起こされたものではないということを考慮する必要があります。実際、アルゼンチン政府は、6月30日の時点で利払い資金の預託を完了していました。

今後の推移には引き続き注意が必要ですが、今回の新債券のデフォルトにより、アルゼンチン国債全体の信用力が急激に低下しているとまではいえないと考えます。

不透明ながら、将来的に交渉がまとまる可能性も

アルゼンチン政府は、今後、ホールドアウト債権者との交渉に加えて、デフォルトしたとされる債券の保有者とも交渉を行っていく必要があると考えられます。アルゼンチン政府は今後も資本市場へのアクセスが必要であることから、何らかの形で上記交渉はまとまるものと予想されますが、アルゼンチンの外貨準備が潤沢ではないこともあり、その進捗には注意が必要です。

当社ファンドにおける保有状況

デフォルト銘柄の保有状況

2014年7月30日にデフォルトしたアルゼンチン国債の内、当社ファンドが保有する銘柄は以下の通りです。当社ファンドにおいては、世界8資産ファンドの、〈DC年金〉、安定コース、分配コース、成長コースにおいて保有しております。

| 償還日 | 利率 | 準拠法 |
|------------|-------|-----|
| 2038/12/31 | 2.50% | 米国法 |
| 2033/12/31 | 7.82% | 英国法 |

ファンド毎の保有状況は、次ページをご覧ください。

当社ファンドにおけるアルゼンチン国債の保有状況(2014年7月30日基準)

今回デフォルトした銘柄は、米国法および英国法に準拠するアルゼンチン国債であり、当社ファンドにおいては、世界8資産ファンドがマザーファンドを介して保有しております。

なお、アルゼンチン法に準拠するアルゼンチン国債についても、複数のファンドで保有しておりますが、これらの銘柄については、今回デフォルトしておりません。

| ファンド名 | 投資対象 ファンドへの 投資比率 (A) | 投資対象 ファンド | 投資対象 | | | | 投資対象 ファンドにおけ る保有比率 (B) |
|------------------------------|-------------------------------|---|--------|------------|-------|-------|---------------------------------|
| | | | 準拠法 | 償還日 | クーポン | | |
| 世界8資産ファンド | | エマージング債券 マザーファンド | アルゼンチン | 2015/10/3 | 7.00% | 0.23% | |
| <DC年金> | 10.0% | | アルゼンチン | 2017/4/17 | 7.00% | 0.65% | |
| 安定コース | 4.9% | | アルゼンチン | 2024/5/7 | 8.75% | 1.02% | |
| 分配コース | 9.9% | | アルゼンチン | 2033/12/31 | 8.28% | 0.23% | |
| 成長コース | 9.7% | | 米国 | 2038/12/31 | 2.50% | 0.53% | |
| | | | 英国 | 2033/12/31 | 7.82% | 0.54% | |
| エマージング債券ファンド | | ABケイマン・ マスター・トラスト・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ポートフォリオ | アルゼンチン | 2017/4/17 | 7.00% | 0.67% | |
| 円コース | 97.5% | | アルゼンチン | 2024/5/7 | 8.75% | 0.72% | |
| 米ドルコース | 97.4% | | | | | | |
| 豪ドルコース | 95.4% | | | | | | |
| ブラジルリアルコース | 96.8% | | | | | | |
| 中国元コース | 97.2% | | | | | | |
| インドネシアルピアコース | 97.0% | | | | | | |
| 資源国通貨コース | 96.7% | | | | | | |
| 新興国ハイイールド債券ファンド | | エマージング・ ハイ・イールド・ ボンド・ファンド | アルゼンチン | 2015/10/3 | 7.00% | 0.94% | |
| 円コース | 99.1% | | | | | | |
| 豪ドルコース | 98.4% | | | | | | |
| 新興国資源通貨コース | 98.0% | | | | | | |
| 新興国ハイイールド債券ファンド | | | | | | | |
| Aコース(為替ヘッジあり) | 99.2% | | | | | | |
| Bコース(為替ヘッジなし) | 99.3% | | | | | | |
| みずほ新興国ハイインカムファンド (目標払出し型) | | | | | | | |
| 毎月決算・為替ヘッジなしコース | 38.5% | | | | | | |
| 年2回決算・為替ヘッジなしコース | 38.3% | | | | | | |
| 毎月決算・限定為替ヘッジコース | 39.4% | | | | | | |
| 年2回決算・限定為替ヘッジコース | 38.9% | | | | | | |

デフォルト

※ 各ファンドにおけるアルゼンチン国債の実質的な投資比率は、
投資対象ファンドへの投資比率(A) × 投資対象ファンドにおける保有比率(B)により計算することができます。
(例) 世界8資産ファンド<DC年金>における米国法準拠のアルゼンチン国債の比率は、 $10.0\% \times 0.53\% = 0.053\%$ となります。

アルゼンチン国債に関する今後の運用方針

前述の通り、米国法と英国法に準拠したアルゼンチン国債はデフォルトしましたが、将来的にホールアウト債権者との交渉がまとまると見込んでおり、保有を継続する予定です。

また、アルゼンチン法に準拠した国債については、デフォルトしておらず、保有を継続する予定です。

しかしながら、アルゼンチン国債を巡る状況には引き続き注視し、状況に応じて適切と考えられる運用をして参ります。

[投資信託のお申込みに際しての一般的な留意事項]

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主として国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券(リート)などの値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずお読みください。

●投資信託に係る費用について

みずほ投信投資顧問株式会社が運用する投資信託については、ご投資いただくお客さまに以下の費用をご負担いただきます。

■直接ご負担いただく費用

購入時手数料 : 上限3.78% (税抜3.50%)

換金時手数料 : 換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額 : 上限0.5%

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用(信託報酬)※: 上限 年2.16%(税抜2.00%)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■その他の費用

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。

●投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用の項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、みずほ投信投資顧問株式会社が運用するすべての公募投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託をお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

みずほ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用にあたっての注意事項等】

本資料は、みずほ投信投資顧問(以下、当社といいます。)が投資者の皆さまに運用状況をお知らせするために作成した資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。本資料は、法令に基づく開示書類ではありません。本資料に記載した運用状況、過去の実績、コメント等は、過去の一時点あるいは過去の一定期間におけるものであり、将来の運用成果を予想あるいは保証するものではありません。本資料に記載されているデータ等の正確性につきまして当社は細心の注意を払っておりますが、当社はその確実性、完全性を保証するものではありません。投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、その基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。運用により信託財産に生じた損益はすべて、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。また、投資信託は預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。